初学者向け オープンソースソフトウェアコンプライアンス教育

- OSSライセンスの基礎 & OSS活用時の注意点 -



■自己紹介

名前:越野愛美(こしのまなみ)

所属:富士ソフト株式会社

技術管理統括部 技術開発部 技術企画室

仕事: 社内のOSS管理(OSPOではない)

参加している団体:

- ・OpenChain FAQサブグループ
- ・オープンソースライセンス研究所
- ・OSS推進フォーラム OSS鳥観図ワーキンググループ



■富士ソフト株式会社

名 称 : 富士ソフト株式会社

本社所在地 : 神奈川県横浜市

設 立 : 1970年5月15日

資 本 金 : 262億円28万円

売 上 高 : 連結 3,174億82百万円

(2024年12月期)

従 業 員 数 : 連結 19,669名

(2024年12月末現在)

ITソリューションを提供する 総合システムインテグレーター



■本日の資料のベースはOpenChain Japan Work Group Education サブグループが公開する教育・研修用資料を使用します。

https://github.com/OpenChain-Project/OpenChain-JWG/tree/master

今回の発表のために追加したページは右上に 追加ページ と記載しています。



本日の目次(合計時間:約95分)

オープニング(5分)

1章 OSSと知的財産権の基礎(20分)

2章 OSSライセンスの基礎(25分)

2.5章 OSSライセンスの理解を深める情報(15分)

(休憩 10分)

3章 ライセンス違反の事例(10分)

4章 OSS採用時の検討事項(5分)

5章 受発注時のライセンス情報の提供(5分)

皆さんに質問するページもあります! その際は挙手やリアクションをお願い します!

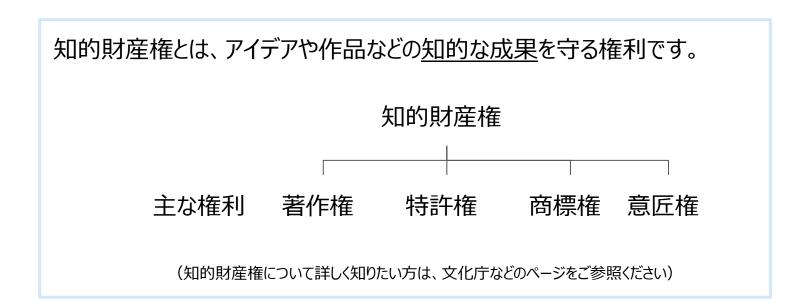
- ■本日のポイント
 - ●OSSにはライセンス(利用時の条件)がある
 - ●ソフトウェア利用時には何を使うか把握することが大事

本日の質問は、アンケートに記入をお願いします。後日、資料公開と共に回答します。

→アンケートで頂いたご意見・ご質問は
OpenChain Japan Work Group FAQサブグループにて、
QAに反映できないか検討させていただきます。
ご回答ありがとうございました。

第1章.

OSSと知的財産権の基礎

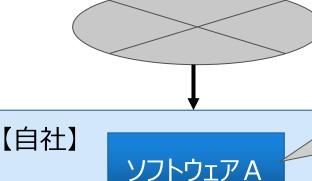


■突然ですが質問です



【WEBページ (個人ブログ)】

○○機能のプログラムを開発しました。 DownLoad: ソフトウェアA 前提:利用条件が記載されていない



・製品への組込み

・クラウドサービス

•受託開発

【質問】

インターネットから無償で入手したソフトウェアを 自社のビジネスに自由に利用できますか?

選択肢:

- ①無償で公開されているので製品に組み込む
- ②会社の法務・知財、OSS管理部門(OSPO)などに相談する
- ③別のソフトウェアを検討するか、自分で開発する

■突然ですが質問です



【WEBページ (個人ブログ)】

○○機能のプログラムを開発しました。 DownLoad: ソフトウェアA 前提:利用条件が記載されていない

【自社】

ソフトウェア A

【質問】

インターネットから無償で入手したソフトウェアを 自社のビジネスに自由に利用できますか?

・製品への組込み

- ・クラウドサービス
- •受託開発

選択肢:

- ①無償で公開されているので製品に組み込む
- ②会社の法務・知財、OSS管理部門(OSPO)などに相談する
- ③別のソフトウェアを検討するか、自分で開発する

プログラムと著作権



- ・プログラム等の表現は、著作権法で保護されます。
- ・著作権は、プログラム等を作成した人(法人)に帰属します。
 - ·<u>複製権</u>(第21条)
 - ・上演権及び演奏権(第22条)
 - ·上映権(第22条2)
 - ・公衆送信権(第23条)
 - ·口述権(第24条)
 - ・展示権(第25条)
 - ・頒布権(第26条)
 - ・譲渡権 (第26条の2)
 - ·<u>貸与権</u>(第26条の3)
 - ·翻訳権、<mark>翻案権</mark>(第27条)
 - ・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)

権利の内容

著作者人格権 (人格権)

著作権

(財産権)

- ●公表権(第18条)
- •氏名表示権(第19条)
- •同一性保持権(第20条)

本節は日本の法令に対応。翻訳版を日本以外で利用する際には、各企業の法務部門を加えた検討が不可欠

9

著作権者の 許諾がなければ、 **利用**できません

OSSとはなにか

- ■オープンソースソフトウェアの略称
- ■無償でソースコードが公開されており、自由に改変・再配布できるソフトウェア
- ■OSSの例
 - 何を思い浮かべますか?
- ■日々増加中今はGitHubに公開されているリポジトリだけで2,500万件以上 (2025/7/26時点) Maven 70万件以上、npm 200万件以上、
- ■調査したプロジェクトの97%はOSS
 [Synopsys社]2025 オープンソース・セキュリティ & リスク分析レポート
 https://www.blackduck.com/ja-jp/resources/analyst-reports/open-source-security-risk-analysis.html





オープンソースの定義



【OSIによるオープンソースの定義】(The Open Source Definition (OSD))

- 1. 再頒布の自由
- 2. ソースコード: ソースコードの配布が許諾されている
- 3. 派生ソフトウェア : 派生ソフトウェアを元のライセンスで配布することが許諾されている
- 4. 作者のソースコードの完全性(integrity): 元のソースコードと修正パッチの分離配布も可
- 5. 個人やグループに対する差別の禁止
- 6. 利用する分野(fields of endeavor)に対する差別の禁止
- 7. ライセンスの分配(distribution) : 再頒布された者全てに等しく認められること
- 8. 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
- 9. 他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
- 10. ライセンスは技術中立的でなければならない

出典: https://opensource.jp/osd/

一般的に、ソースコードが公開されていて、利用がライセンスで許諾されているものが、オープンソースと呼ばれている。

OSS利用の注意点

法的観点

(ライセンス違反による法的トラブル) OSSライセンスの条件を守らなかった場合に、責任追及される可能性あり。

例

- 著作権表示の欠如や削除
- ライセンスに反する使い方

セキュリティ観点

(コードの安全性・脆弱性) 脆弱性や悪意あるコードにより、外部からの攻撃 やシステム障害を引き起こす可能性あり。

例

- 既知の脆弱性を含んだOSSを利用
- マルウェアが混入したOSSを利用

品質観点

(保守性・信頼性の低さ) OSSの更新停止やサポート不足により、将来的な 不具合や技術的負債を抱える可能性あり。

例:

- プロジェクトが放置されていてアップデートがない
- ドキュメントが不十分で使い方が不明瞭
- テストや品質保証が不十分

ライセンス違反や脆弱性対策を行わなかった場合・・

- ①会社の信頼失墜・取引停止 → 顧客やパートナーからの信用がなくなる
- ②損害賠償・製品の回収 → 数千万円単位の損失が出ることも
- ③著作権侵害で刑事責任が問われる → 社長が逮捕される

OSSのメリット/デメリット



※OSSのメリット/デメリットを認識してリスク低減の対策をとることが大切

特徴	メリット	デメリット	対策
①無償入手	・導入 <u>コスト、開発費</u> <u>を削減</u> 可能	・無保証のため、<mark>瑕疵や</mark> 権利侵害は自己責任・利用者の知識レベルにより <u>運用コスト大</u>	・問題発生のリスク低減策を事前検討
②ソースコード提供	・ <u>特定ベンダに依存</u> <u>せず</u> 誰でも修正可	・改変版の <u>ソースコードの提供</u> により、ノウハウ流失のおそれ あり	・ライセンス条件の確認・改変部分に秘密情報を含まない
③コミュニティで開発	・品質・性能が良いものを選択可能・先進的なソフトウェアも存在	・バージョンアップ版で 機能互換性は無保証・不具合、脆弱性の対策が 不定期	・参加企業や、コミュニティの活動状況を評価

OSS鳥観図を紹介

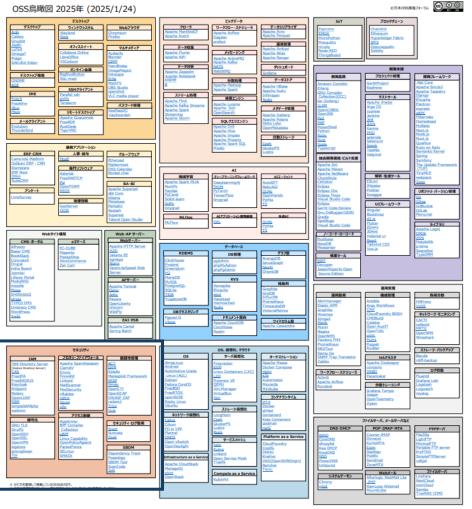
OSS推進フォーラム OSS鳥瞰図ワーキンググループ

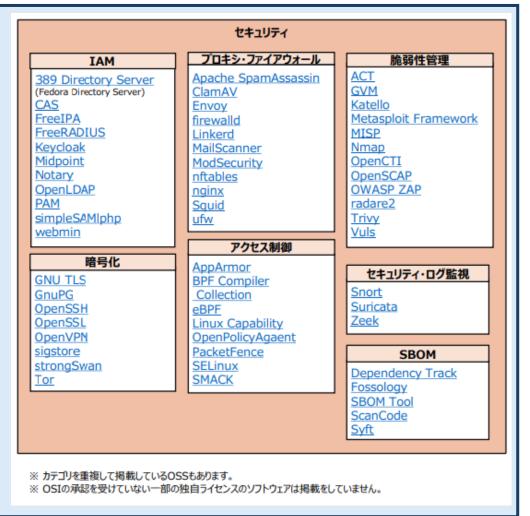
https://ossforum.jp/index.php/choukanzu-wg/

OSS鳥瞰図はCC-BY-SA 4.0で公開されています。

※有志で作っているものであり、安全性を保障するものではありません

■ライセンスとメンテナンス性をチェックしたOSSを掲載! 分類ごとにおすすめのOSSを掲載しています。OSS選定時にご活用ください。





第1章.

OSSと知的財産権の基礎(まとめ)

- プログラムは著作権で保護されている
- OSSは無償でソースコードが公開されており、 自由に改変・再配布できるソフトウェア
- OSS利用には注意しないといけないことがある メリット/デメリットを認識して対策することが大事



第2章.

OSSライセンスの基礎

OSSの著作権者とライセンスの関係



◆ OSSの<u>開発者</u>: 著作権法で定められた<u>「著作権」(*)</u>が発生

(*) 複製や改変、配布等をコントロールする権利であり譲渡可能

◆ 著作権者:複製や改変等の利用を許諾する際の条件を自由に設定可能

⇒ この条件を「ライセンス条件」という

	OSS開発者
①コミュニティが開発	・特定のプログラム開発に賛同した個人、 または企業が集まり、開発を実施
②企業が開発	・企業が、それぞれのビジネス目的に応じて、 OSSを開発、提供
③個人が開発	・個人がプライベートでプログラムを開発
④企業がコミュニティを運用	・企業がコミュニティを運用し、OSSを活用

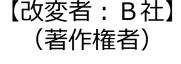
OSSの開発者が、 OSS毎に、 ライセンス条件を設定

> 守らないと 著作権侵害 となる

配布とライセンスの関係の事例



【OSS開発者:A社】 (著作権者)



【利用者(顧客)】











【ライセンス条件】 このプログラムは、無償で 自由にコピーして配布でき ます。

配布する際、このライセンスを添付してください。

【ライセンス条件】 このプログラムは、無償で 自由にコピーして配布でき ます。

配布する際、このライセンス 条件を添付してください。 このプログラムは無償で 自由に他社へ配布できる 条件になっていますね。

(注) 改変版の配布時に、元のライセンスに条件を 追加できるかどうかは、ライセンスにより異なる。

ライセンスに関するQ&A



みなさん、ライセンス文書は見たことありますか?

ライセンスに関するQ&A



ライセンスには何が書かれているのでしょう?

ライセンス条件には どんな内容が 記載されていますか?



ライセンス条件には、 OSSの複製、改変、配布を 許諾するかどうかと、 許諾する場合の条件が 記載されています。

ライセンスの例 (MITの原文)



The MIT License

Copyright (c) 2022 OpenChain Japan Work Group

著作権表示

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

ライセンス中で、ライセンスが対象としているソフトウェアは"Software"と大文字表記、その他のソフトウェアはsoftwareと小文字表記

許諾内容

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

条件

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

目立つように 大文字表記

ライセンスの例 (MITの参考和訳)



The MIT License

Copyright (c) 2022 OpenChain Japan Work Group

著作権表示

以下に定める条件に従い、本ソフトウェアおよび関連文書のファイル(以下「ソフトウェア」)の複製を取得するすべての人に対し、ソフトウェアを無制限に扱うことを無償で許可します。これには、ソフトウェアの複製を使用、複写、変更、結合、掲載、頒布、サブライセンス、および/または販売する権利、およびソフトウェアを提供する相手に同じことを許可する権利も無制限に含まれます。

許諾内容

上記の<u>著作権表示および本許諾表示を、ソフトウェアのすべての複製または重要な部分に記載する</u>ものとします。
条件

ソフトウェアは「現状のまま」で、明示であるか暗黙であるかを問わず、<u>何らの保証もなく提供されます</u>。ここでいう保証とは、商品性、特定の目的への適合性、および権利非侵害についての保証も含みますが、それに限定されるものではありません。作者または著作権者は、契約行為、不法行為、またはそれ以外であるうと、ソフトウェアに起因または関連し、あるいはソフトウェアの使用またはその他の扱いによって生じる一切の請求、損害、その他の義務について何らの責任も負わないものとします。

免責

※一般社団法人オープンソース・グループ・ジャパン オープンソースライセンスの日本語参考訳より https://licenses.opensource.jp/

22

OSSライセンスの例

2024年 OSSライセンスページへのアクセス数ランキング (OSI調査)

順位	ライセンス	ページビュー数(目安)
1	The MIT License (MIT)	約 1.7百万
2	The 3-Clause BSD License (BSD-3-Clause)	約 248千
3	Apache License, Version 2.0 (Apache-2.0)	約 244.6千
4	The 2-Clause BSD License (BSD-2-Clause)	約 115.8千
5	GNU General Public License version 2 (GPL-2.0)	約 83.8千
6	GNU General Public License version 3 (GPL-3.0)	約 72.4千
7	ISC License (ISC)	約 48.7千
8	GNU Lesser General Public License version 2.1 (LGPL-2.1)	約 21.6千
9	GNU Lesser General Public License version 3 (LGPL-3.0)	約 17.8千
10	SIL OPEN FONT LICENSE (OFL-1.1)	約 16.9千
11	Mozilla Public License 2.0 (MPL-2.0)	約 14.8千
12	The PostgreSQL License (PostgreSQL)	約 14.6千
13	Microsoft Public License (MS-PL)	約 13.8千
14	GNU Affero General Public License version 3 (AGPL-3.0)	約 13.3千
15	Zero-Clause BSD (0BSD)	約 13.1千

Top Open Source licenses in 2024

https://opensource.org/blog/top-open-source-licenses-in-2024?utm_source=chatgpt.com

これらのライセンスがあるって 知ってますか?

同じ名称でも複数のバージョンがあり、ライセンス条件が異なります

ライセンス条件の制約の強さレベル分け(5レベル)

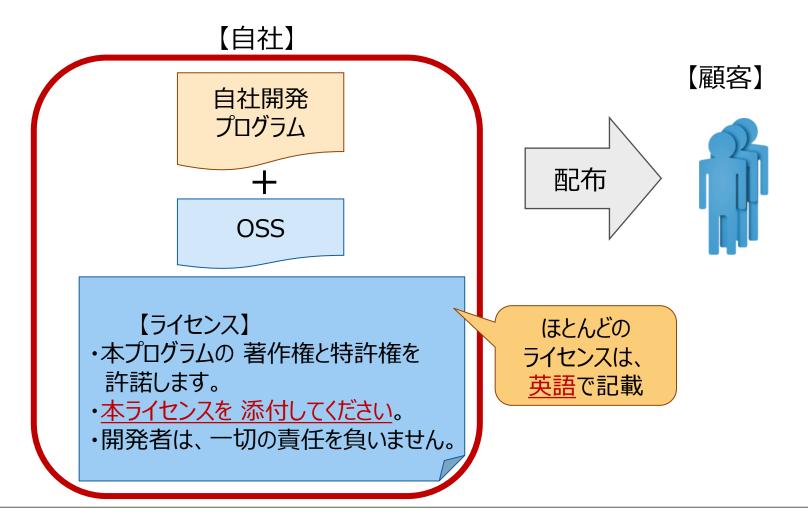


注意: 初心者に分かりやすくまとめたものであり、世の中で一般的に分類されているものではありません。

制約の強さレベル		ライセンスの例
レベル1	・OSSを配布する場合、ライセンス文書を添付	MIT LICENSE BSD-3-Clause
レベル2	・OSSを配布する場合、レベル1の条件に加えて、著作権関連情報等をドキュメントに記載	Apache License BSD-4-Clause
レベル3	・OSSを配布する場合、レベル2の条件に加えて、 <mark>対象OSSの</mark> ソースコードを提供	Mozilla Public License(MPL) Eclipse Public License(EPL)
レベル4	・OSSを配布する場合、レベル3の条件に加えて、 <u>対象OSSと他のソフトウェアを組み合わせてひとつの著作物となった全体のソースコードを提供</u>	GNU General Public License(GPL)
レベル5	・レベル4に加えて、 <u>サーバへのアクセス、サービス利用(SaaS/ASP</u> <u>等) の場合</u> でも、レベル4と同様の <u>ソースコードを提供</u>	Affero General Public License(AGPL)

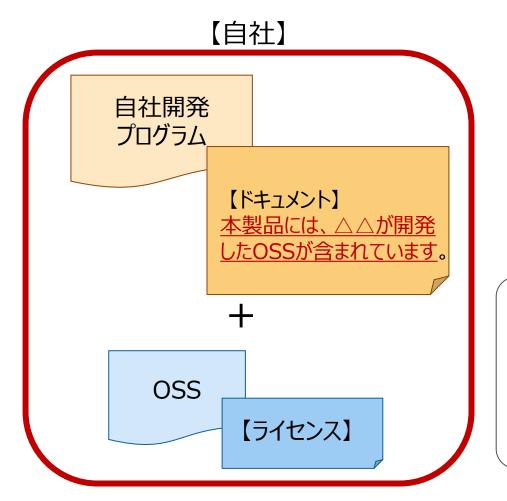


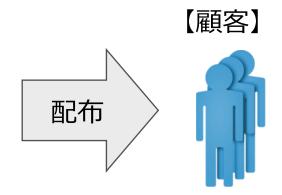
ライセンスの文書を添付するだけで遵守可能





ライセンス文書の他に、追加の情報(謝辞や著作権情報等)が必要



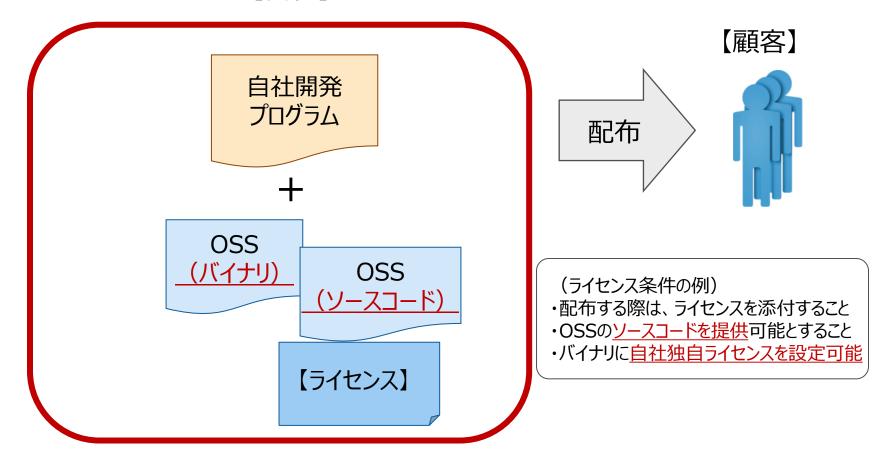


- ・Apache License v1.1の例:
 エンドユーザ向けのドキュメントに次の謝辞を記載すること。
 "This product includes software developed by the Apache Software Foundation (http://www.apache.org/)"
- ・Apache License v2の例:
 Noticeファイルがある場合は、添付すること。



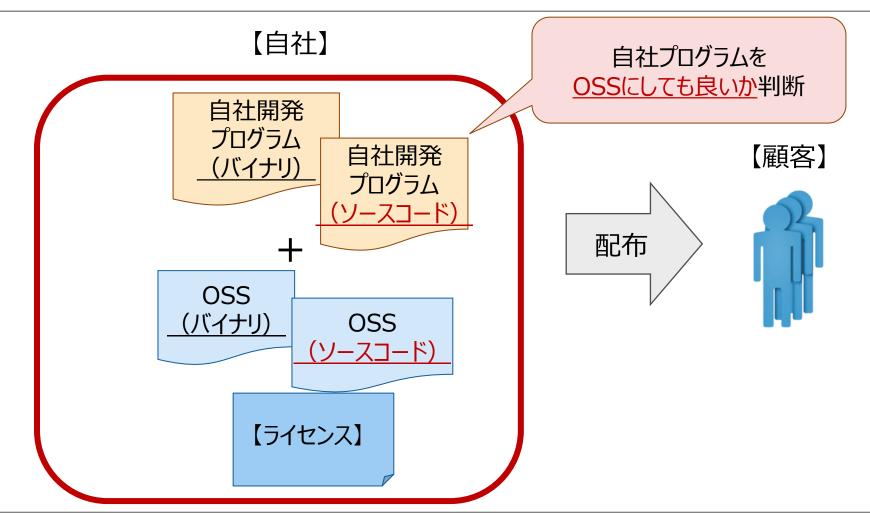
ライセンス文書の他に、OSSのソースコードの提供が必要

【自社】



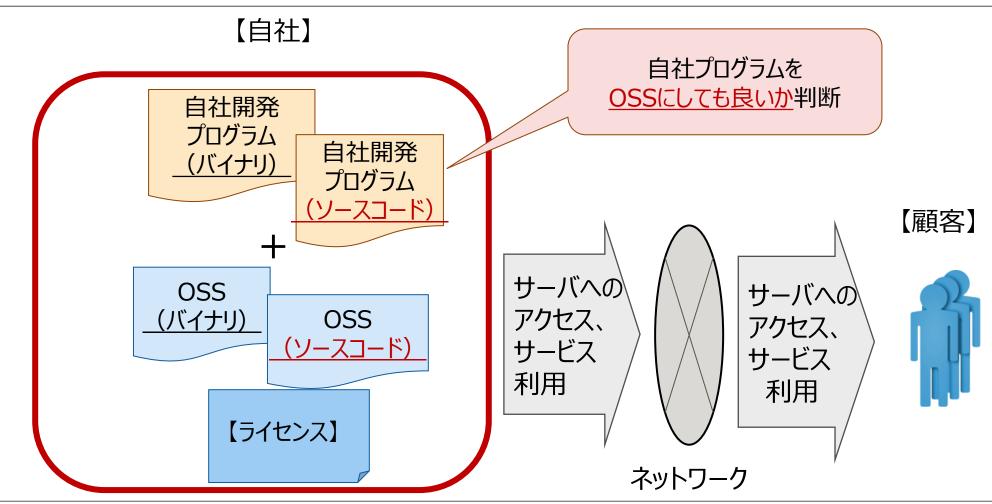


ライセンス文書の他に、OSSおよび<u>連携するプログラムのソースコードもOSS</u>として提供





<u>サーバへのアクセス、サービス利用(SaaS/ASP等)</u>の場合でも、 ライセンス文書の他に、OSSおよび<u>連携するプログラムのソースコードもOSS</u>として提供

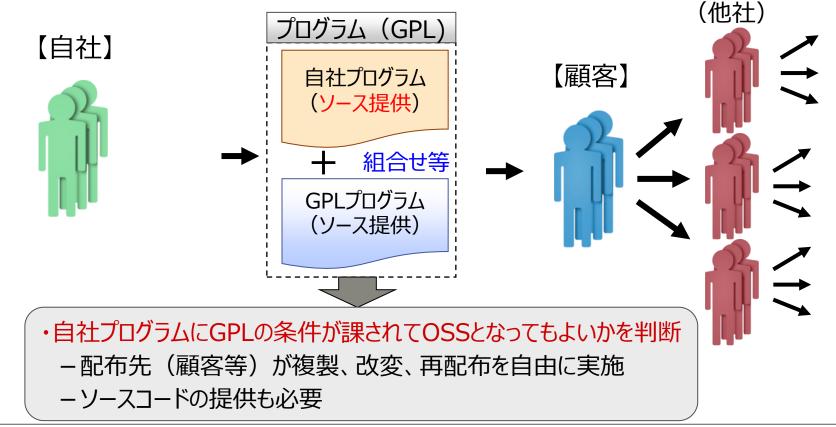


GPL(GNU GENERAL PUBLIC LICENSE)の事例



*Free Software Foundation作成

- GPLが適用されたOSSを組み込んだもの、または改変版等、<u>派生した著作物</u>を 配布する場合は、GPLに従って第三者へ利用許諾する(互恵的)
- ⇒組合せ等により一つの著作物とした場合、配布時は全体にGPLの条件を課すこと



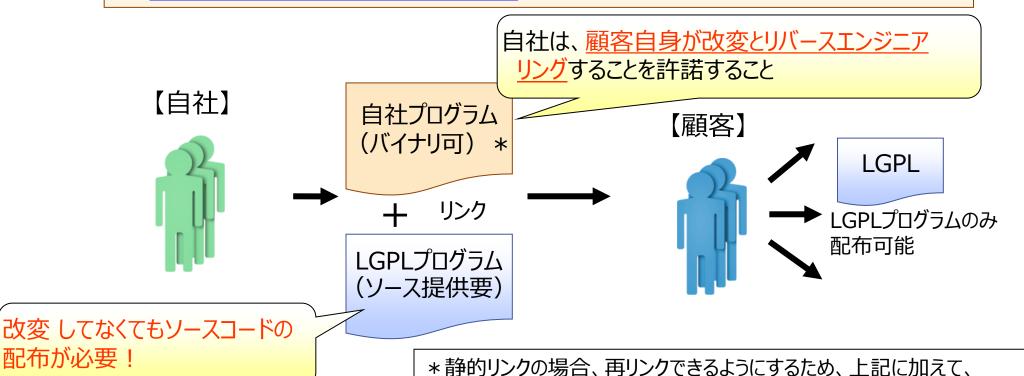
LGPL(GNU Lesser GENERAL PUBLIC LICENSE)の事例



*Free Software Foundation作成

自社プログラムのオブジェクトコードまたはソースコードの提供が必要

- (1)GPLより制限を緩くしたライセンス条件
- (2)自社プログラムにLGPLの条件を課しOSSにする必要なし
 - ※ただし、自社は、<u>顧客自身が、自社の開発プログラムを改変およびリバースエ</u>ンジニアリングすることを許諾すること



AGPL(GNU Affero GENERAL PUBLIC LICENSE)の事例



*Free Software Foundation作成

●サーバにアクセスする、又サービスの利用者がソースコードを入手可能とすること

(サーバ) プログラム (AGPL) サーバへの アクセス、 (サーバ・サービス 自社プログラム サービス利用 利用者) (ソース提供) (SaaS/ASP サービス等) 組合せ等 利用者へ AGPL適用 配布要 プログラム (ソース提供)

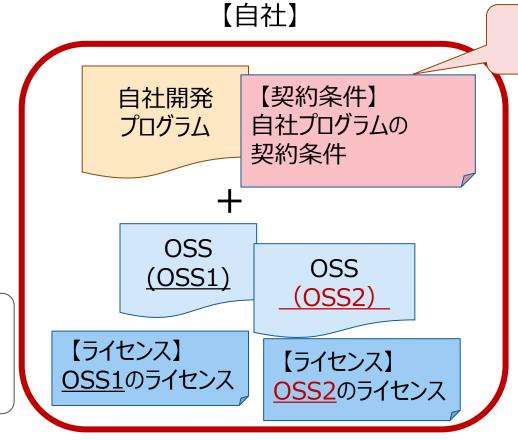
自社プログラムがAGPLの条件を課されて、OSSとなってもよいかを判断

- サーバ、サービスの利用者は複製、改変、再配布を自由に実施
- サーバ、サービスの利用者へソースコードの提供が必要

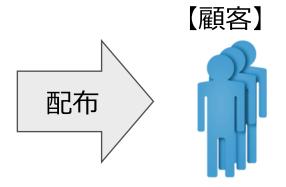
ライセンスの両立



複数のOSSや自社プログラムを組み込んだもの、即ち<u>派生した著作物</u>を配布する場合、 複数のOSSのライセンス、契約条件が<u>両立</u>することを確認すること (両立しない場合は、いずれかのOSSが配布できなくなる。)



複数のライセンス、契約条件が 両立することを確認



(両立しないライセンスの例)

- •4-Clause BSD License GPLv2,v3
- •Apache License v2.0 GPLv2
- \cdot MPLv1.1 GPLv2,v3

GPLと両立する、又は両立しない自由ソフトウェア・ライセンス https://www.gnu.org/licenses/license-list.html#GPLCompatibleLicenses

33

(両立するライセンスの例)

•Apache License v2 – GPLv3

•MIT License – GPLv2,v3

·LGPLv3 - GPLv3

•AGPLv3 - GPLv3

第2章.

OSSライセンスの基礎(まとめ)

- OSSにはライセンスがついている
- やりたいことが「許可」されているか、条件を守れるか確認
- 複数のソフトウェアを組み合わせる場合は、ライセンスが両立することが大事

次の章に行く前に、 OSSライセンスの理解を深める情報をご紹介

更新日:2024年5月9日

■OSSライセンス、よくわからないな・・・

この資料知ってますか?

オープンソースライセンス研究所

更新: 2024年3月14日

OSSライセンス簡単FAQ V7

このドキュメントは、OSSライセンスに関する疑問や解釈についてまとめたQA集です。

ライセンスについては、様々な団体がドキュメントを公開していますので、それらの情報も紹介しています。

なお、ライセンスに関する考え方は、ビジネス形態により異なることがあります。 この資料が少しでも役立つと嬉しいですが、<u>記載内容については、作成者、提供</u> 元は一切の責任を負いませんので、ご承知のうえご利用ください。

この資料は<u>Creative Commons CC0 1.0 Universalライセンス</u>の下でリ リースされています。

※オープンソースライセンス研究所は、オープンソースライセンスを研究し、オープンソースソフトウェアの利用を促進します。

OpenChain Japan WG FAQサブグループと オープンソースライセンス研究所で公開中

OpenChain Japan WG

OSSライセンス関連でよくある誤解 V9.1

本ドキュメントは、インターネットの記事やセミナーの質問等を参考に、よくある誤解をま とめたものです。初心者向けの内容であり、各社に共通しそうな一般的な内容としていま す。また、OSIのOSSの定義に合致していないライセンスも対象にしています。

本FAQの内容にコメント等がある場合は、本SWGへご参加いただけますと幸いです。

- ◆ 本資料は<u>Creative Commons CC0 1.0 Universalライセンス</u>の下でリリースされています。
- ◆ 記載内容について、<u>作成者、提供元は一切の責任を負いません</u>ので、ご承知のうえ ご利用ください。

※提供元: OpenChain Japan WG (FAQ Subgroup)

※協力 : <u>オープンソースライセンス研究所</u>

◆OSSライセンス簡単FAQ

https://www.osll.jp/outline/reference/

QA一覧 目次(1/3)

◆一般的なQA(ライセンス共通)

- 5. 英語のライセンスでも読まなければいけない?
- 6. <u>OSSを商用利用できる?</u>
- 7. 禁止されていなければ、利用できる?
- 他で利用実績があれば、利用できる?
- 9. OSS名を営業の宣伝媒体で利用可能?
- 10. OSSは特許侵害とは関係しない?
- 11. OSSに含まれている著作者以外が保有する特許は許諾されている? **NEW**
- 12. OSSの投稿では特許侵害になることはない?
- 13. ライセンス違反者は特許権侵害になる?
- 14. コミュニティへ投稿すると特許権の放棄は必須?
- 15. OSS情報の提供は、OSS名のリストだけでいい?
- 16. ライセンス文書の提示は、参考和訳の方が親切?
- 17. ライセンス文書の提供は名称やURLの記載だけでいい?
- 18. ライセンス文書の提供は紙への印刷が必要?
- 19. <u>ライセンス文書を添付するとOSSの改変になる?</u>
- 20. 同じライセンス文書なら重複して記載する必要なし?
- 21. 代行作業であれば、ライセンス条件は関係なし?
- 22. <u>入手したOSSのライセンスを修正することは可能?</u>
- 23. 製品の使用条件は自由に設定できる?
- 24. 自社で開発したOSSのライセンスを変更できる?
- 25. 改変したら、コミュニティへ提供する必要あり?
- 26. ソースコードの提供は開発元のURL紹介でOK?
- 27. ソースコードは全世界の人へ提供する?
- 28. ソースコードは出荷する時にWebに掲載するだけでいい?
- 29. OSSに含まれる他のOSSもライセンス遵守が必要?

- 30. <u>依存関係でダウンロードされたOSSは気にせず配布可能?</u>
- 31. サーバーからの機能提供は、配布と同じですか?
- 32. 両立しないライセンスのOSSを含むOSSを利用できる?
- 33. 動作しないならライセンスを守る必要はない?
- 34. 自動生成部分と一致したOSSのライセンス遵守が必要?
- 35. OSSの開発ツールの成果物はOSSになる?
- 36. デュアルライセンスは両方のライセンスを遵守する?
- 37. デュアルライセンスは選択した方だけ添付すればいい?
- 38. デュアルライセンスをデュアルライセンスのまま配布可能?
- 39. デュアルライセンスへの貢献はデュアルライセンスにする?
- 40. 複数ライセンスを組み合わせたプログラムは一つのライセンスを選択?
- 41. Webサイトよりソースコードに記載されているライセンスが優先する?
- 42. 組込機器に組み込んだOSSは配布にならない?
- 43. OSSの貸与も配布になる?
- 44. DaaSからOSSを取り出すことができれば配布になる?
- 45. 実証実験でのOSS組込機器の設置は配布になる?
- 46. OEM商品に添付されたOSS関連の情報提供は不要?
- 47. 他社ソフトに含まれるOSSのライセンスを遵守する必要あり?
- 48. ライセンス違反状態にあるOSSの利用は問題あり?
- 49. 著作権表示は著作者名だけでOK?
- 50. 著作権表示は、ソースコードだけを確認すればいい?
- 51. 著作権表示が無いまま利用してもよい?
- 52. ライセンスが無いソフトは自由に利用できる?
- 53. public domain には条件はありませんか?
- 54. <u>免責付き public domain には条件はありませんか?</u>
- 55. 配布しないときでもライセンスを読まなくてはならない?

全110件の中の1部

OSSを商用利用できる?

Question

OSSを商用利用したいのですが、いいですか?

Answer はい

- ◆ OSSは、そのOSSライセンスに許諾条件が書かれています。
- ◆ OSSのライセンス条件に従うのであれば、製品利用を含め、自由に利用することができます。
- ◆ OSIで認められたOSSライセンスであれば、商用利用できますが、その他の場合、条件を確認する必要があります。

* OSI: https://opensource.org/

#ライセンス #著作権

CC0-1.0(パブリックドメイン)

5

オープンソースライセンス研究所より公開「OSSライセンス簡単FAQ」P6

オープンソースライセンス研究所より公開「OSSライセンス簡単FAQ」P9

OSS名を営業の宣伝媒体で利用可能?

Question

OSS名を製品名やパンフレットなどの宣伝媒体に付けて営業や販売をしてもいいですか?

Answer いいえ

◆ OSSの名称やロゴなどについて商標権が取得されているケースがありますし、製品名への使用が、 場合よっては不正競争防止法に違反するおそれもあります。また、OSSによっては、製品のセールス ポイントとしてOSS名の利用をライセンスで禁止しているものもありますので、勝手に使用することは できません。

OSSが商標に関するガイドライン(*)を設けている場合は、それに沿った対応が必要です。

*例:Linuxの商標使用のガイドライン

https://www.linuxfoundation.jp/trademark-usage/

◆ OSSのライセンスは主にソフトウェア(著作物)の利用に関する条件が記載されているものの、商標については使用するための条件が記載されておらず、使用許諾されていないことが多いです。そのため、製品名にOSS名を付けたい場合は、コミュニティから許諾を得るのがよいでしょう

#OSS名 #商標

CC0-1.0 (パブリックドメイン)

9

OSSは特許侵害とは関係しない?

Question

OSSは、自由に利用することが許諾されているので、特許侵害は関係ないと思っていいですか?

Answer いいえ

- ◆ OSSの開発者が特許権を許諾していたとしても、その他、開発者以外の人が特許権を保有していることも考えられます。
- ◆ したがって、OSSの利用が特許権侵害になることがあります。

#特許 #侵害 #特許侵害

CC0-1.0(パブリックドメイン)

10

オープンソースライセンス研究所より公開「OSSライセンス簡単FAQ」P10

他社ソフトに含まれるOSSのライセンスを遵守する必要あり?

オープンソースライセンス研究所より公開「OSSライセンス簡単FAQ」P47

Question

他社Aと契約して、OSSではないA社製ソフトウェアを当社製品に組み込む予定です。A社製ソフトウェアを入手後、OSSが含まれていることが分かりましたが、OSSを利用している旨の記載はありませんでした。この場合、当社はこのOSSのライセンス条件を遵守する必要がありますか?

Answer はい

◆ 他社製ソフトウェアに含まれるOSSであっても、そのOSSのライセンス条件を遵守する必要があります。ただし、この質問の場合、A社がOSS開発者と個別に契約していることもあり得ますので、A社に確認してください。

#他社ソフト

■OSSライセンス簡単FAQ

更新: 2024年3月14日

OSSライセンス簡単FAQ V7

このドキュメントは、OSSライセンスに関する疑問や解釈についてまとめたQA集です。

ライセンスについては、様々な団体がドキュメントを公開していますので、それらの情報も紹介しています。

なお、ライセンスに関する考え方は、ビジネス形態により異なることがあります。この資料が少しでも役立つと嬉しいですが、記載内容については、作成者、提供元は一切の責任を負いませんので、ご承知のうえご利用ください。

この資料は<u>Creative Commons CC0 1.0 Universalライセンス</u>の下でリ リースされています。

※オープンソースライセンス研究所は、オープンソースライセンスを研究し、オープンソースソフトウェアの利用を促進します。

OpenChainJapanWG FAQサブグループ

◆OSSライセンス関連でよくある誤解

https://github.com/OpenChain-Project/OpenChain-JWG/tree/master/Education Material/FAQ

オープンソースライセンス研究所

◆OSSライセンス簡単FAQ

https://www.osll.jp/outline/reference/

110件掲載
一般的なQA(ライセンス共通) [69件]
+
BSD License関連 [2件]
Apache License 関連 [5件]
GPL関連 [22件]
LGPL関連 [10件]
AGPL関連 [2件]

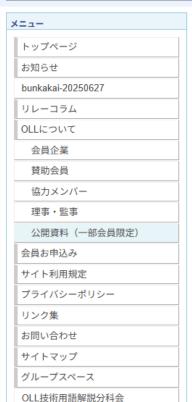
OSSライセンスについて疑問や相談があれば OpenChainJapanWG FAQサブグループに参加しよう! ただし、チャタムハウスルール(※)なので注意

※会議で得た情報を自由に利用できる一方で、発言者や所属を 特定してはならないというルール

■OSSライセンスに出てくるIT用語がよくわからないな・・・



② 検索





トップ > OLLについて > 公開資料 (一部会員限定)

OSS ライセンスを理解するための

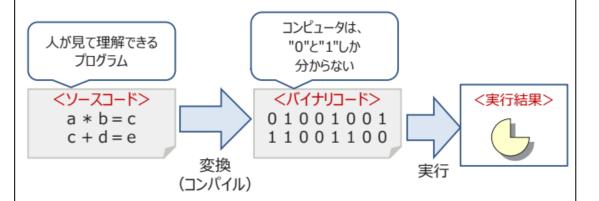
IT用語の基礎知識

(法務・知財部門向け)

2022 年 7 月 オープンソースライセンス研究所 [技術用語解説分科会]

オープンソースライセンス研究所で公開中

ソースコード、コンパイル、バイナリコード



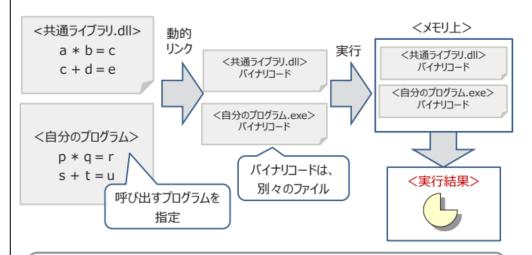
プログラムを作成するときは、人が理解できるプログラム言語で作成します。 しかし、コンピュータは、"0"と"1"しか認識できません。 そこで、プログラム言語から"0"と"1"に変換することを「コンパイル」といいます。

人がプログラムを作成するときは、人が理解できるプログラム言語で作成します。作成したものを「ソースコード」といいます。

しかし、コンピュータは、"0" と "1" しか認識できません。そこで、人が作成したソースコードをコンピュータが理解できるように変換することを「コンパイル」といいます。また、コンパイルしたコードを「バイナリコード」といいます。

一般的には、このバイナリコードをコンピュータ上で実行し、結果を出します。

動的リンク(ダイナミックリンク)



動的リンクとは、実行時にコンピュータのメモリ上で他のプログラムを呼び出して実行することです。

プログラムを作成する際は、共通的に利用するプログラムを独立して作成しておき、必要なときに呼び出して使用するのが効率的です。

動的リンクとは、呼び出す際の手法のひとつです。自分のプログラムに呼び出すプログラムを 指定しておき、コンパイルする際に動的リンクするように指定しておくと、このプログラムを実 行した時に、コンピュータのメモリ上で、呼び出して実行します。

実行時に呼び出すため、静的リンク*よりは、処理速度が遅いと言われています。

一方、必要なものだけをリンクするので、メモリの使用量が少なくて済むというメリットがあります。

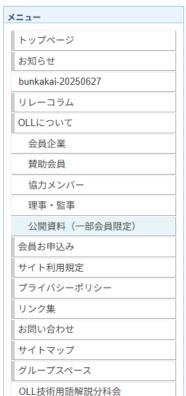
* "静的リンク"は、用語「静的リンク(スタティックリンク)」を参照

非開発者が読むことを想定している ので、開発者には物足りないかも

■OSSライセンスを理解するためのIT用語の基礎知識



② 検索





OSS ライセンスを理解するための IT 用語の基礎知識

(法務・知財部門向け)

2022 年 7 月 オープンソースライセンス研究所 [技術用語解説分科会]

OSSライセンスを読むうえで解説が欲しい用語がある方! オープンソースライセンス研究所にお問い合わせください。 約束できませんが、用語が採用されたら一緒に作成しましょう!

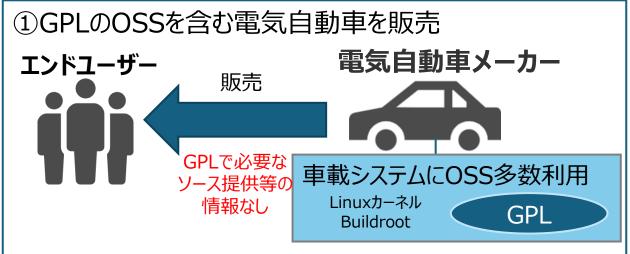
オープンソースライセンス研究所で公開中

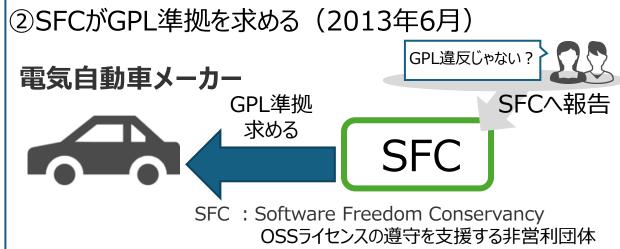
<u>トップ</u> > OLLについて > 公開資料 (一部会員限定)

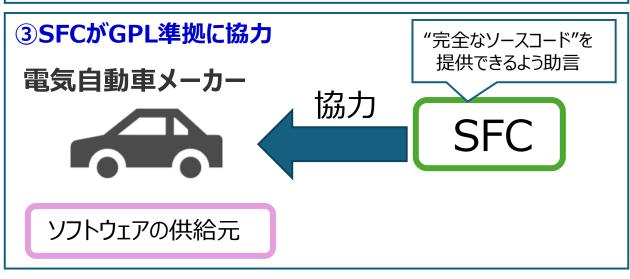
第3章. ライセンス違反の事例

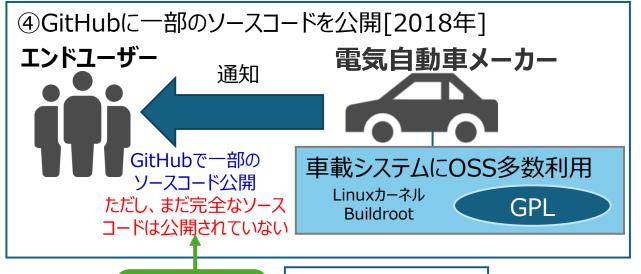
Day1でオープンソースライセンス研究所の「OSSライセンスうっかりミス防止研究会」が扱った事例とは別の事例を紹介します。

電気自動メーカーのGPL違反事例









GPL違反のトラブルに巻き込まれた事例

 自動車のファームウェアを解読し、 ブログに購入した自動車のレビューを投稿



ファームウェアは暗号化されて ない。誰でも見れる状態。



【ブログ】 暗号化していないのは 「GPLを尊重しているのか?」 (憶測)

⑥ソースコード送付



ブログの閲覧者

②ブログを閲覧し、自動車会社の オーストラリアのカスタマーに ソースコードを要求



③アクセスキー(VIN)と 使用権契約書への同意を要求

自動車会社 オーストラリアのカスタマー



⑤ソースコード要求

カスタマーサービスではOSSに精通していな い。自動車会社が公開するOSSサイトか ら連絡すべき。

自動車の購入者



④オーストラリアのカスタマーセンターに ソースを要求したが、入手できなかっ た旨を自動車の購入者に連絡



車両内のソースコード 要求先へ連絡してく ださい

自動車会社



ソースコード要求先



自動車の購入者

(GitHub) 受領したソースコード公開

このやり取りは、ニュースサイト「Hacker News」で取り上げられ騒ぎに なり、イギリスの技術者およびブログの閲覧者が騒ぎを起こしたことの謝 罪や経緯の説明などを行いました。

■OSSライセンス違反の事例をもっと知りたい!

■ 2025/07/30NEW

8月26日 (火) OSSライセンスうっかりミス防止研究会(開催 のご案内)

8月26日(火) OSSライセンスうっかりミス防止研究会(開催のご案内)

オープンソースライセンス研究所では、OSSライセンスの違反事例を調査し、 違反防止のためのドキュメントを作成する活動を行っています。 あなたの知識と経験を活かして、OSSコミュニティに貢献しませんか? 興味のある方はぜひご参加ください!

■研究会名:「OSSライセンスうっかりミス防止研究会」

■活動内容:過去のOSSライセンス違反事例をまとめ、うっかりミスを

防止するためのドキュメントを作成します。

■開催頻度:月1回、オンライン会議にて開催

■参加条件:

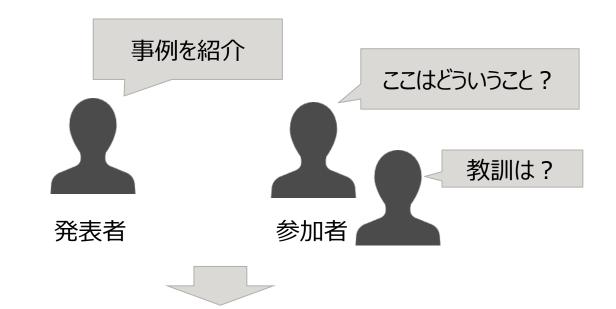
- ・研究会に参加できること
- ・作業分担によるアウトプット (ドキュメント) 作成を了承すること
- ・活動にかかわる各自の費用は自己負担とすること
- ・成果物の著作権の扱い(CC BY 4.0)について了承すること
- ・チャタムハウスルール(*)を了承すること (*)知り得た情報は自由に利用可能だが、誰の発言かは口外しない
- ■次回開催日時:2025年8月26日(火)19:00~21:00
- ■参加料:無料
- ■開催場所:リモート開催 (エントリいただいた方へ参加用URL等を送付します)

参加申し込みは8月25日(月) までに以下からお願い致します。 https://www.osll.jp/news/bunkakai-20250826/

あなたの参加をお待ちしています!一緒にOSSの未来を守りましょう。

オープンソースライセンス研究所で月1回分科会を開催中! OSSライセンス違反の事例に対して、

参加者で意見を出し合い、教訓を検討したものを成果物としてまとめています。



成果物:事例と教訓

第3章. ライセンス違反の事例(まとめ)

 OSSライセンスを遵守することが大事 訴訟にならなくても、ライセンス違反をSNSなどで拡散され 会社の信頼損失につながるおそれもあります



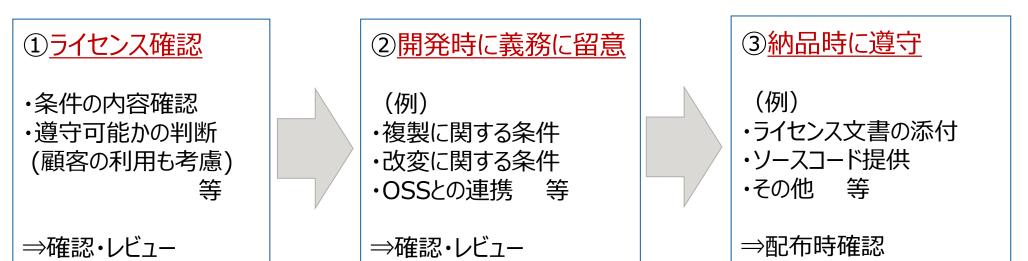
第4章. OSS採用時の検討事項

利用する際のプロセス



◆OSSの採用には、ライセンス条件の遵守、問題発生時の対応を考慮

(1) ライセンス条件を遵守した利用



(2) 開発の段階から、出荷後の問題の発生に備えてリスク低減策を検討

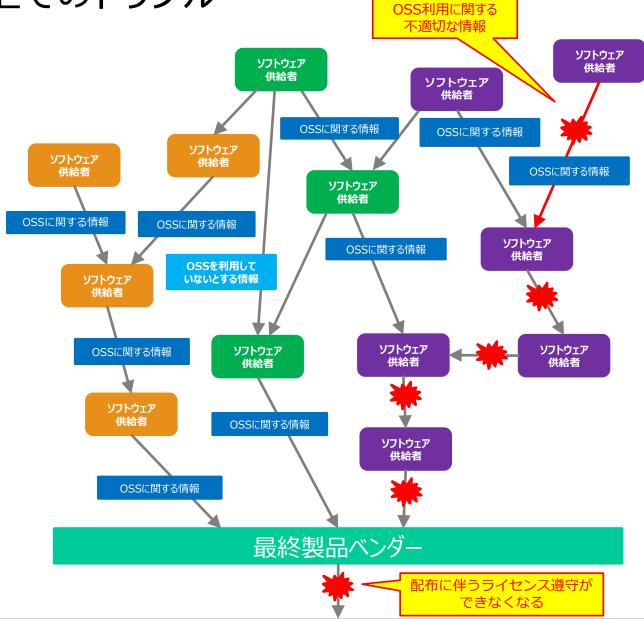
- ①ライセンス違反の問題
- ②バグや脆弱性等の技術的な問題



第5章. 受発注時のライセンス情報の提供

サプライチェーン上でのトラブル







■本日のポイント

- ■OSSにはライセンス(利用条件)がある
- ■ソフトウェア利用時には何を使うか把握することが大事

①ライセンス条件 の遵守

②問題発生に備えた対応を検討

③OSS情報の 共有







各社が適切なアクションを実施することにより 安心・安全なビジネスを!

参考: OpenChain Japan Work Group



日本では、さまざまな企業が集まってOpenChain Japan Work Groupにて活動し、情報を共有

OpenChain Japan Work Group (JWG)

https://openchain-project.github.io/OpenChain-JWG/

【サブグループ活動】

- education: jwg education sg page
- FAQ: jwg FAQ sg page
- <u>Leaflet: jwg leaflet sg page</u>
- license info exchange: jwg lincense sg page
- planning: jwg planning sg page
- promotion: jwg promotion sg page
- Automation Subgroup: jwg tooling sg page
- SBOM Subgroup: jwg SBOM sg page

以上で終了です。

最後までお聞きいただき、ありがとうございました!